

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月30日
【会社名】	株式会社サンコー
【英訳名】	SANKO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 正則
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	長野県塩尻市広丘野村959番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長田村正則は、財務報告に関わる内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社の財務報告における記載内容の適正性を担保すると共に、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有効に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高の概ね2/3以上を基準として3事業部を「重要な事業拠点」に選定いたしました。当初は2事業部でありましたが、経営環境の急激な変動に伴い、売上高の基準を確保する目的と、たな卸資産のリスクが高いと判断したプラスチック事業部三田工場を平成20年10月に「重要な事業拠点」に追加いたしました。選定した重要な事業拠点においては、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金、たな卸資産、有形固定資産の業務プロセスを評価対象といたしました。そして、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務処理の観察等、内部監査の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長田村正則は、当事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として内部統制の評価を行い、財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。